

(事務連絡)
平成26年1月20日

代理所長 各位

秋田県火災共済協同組合
理事長 村岡 淑郎
(公印省略)

雪災対策本部の設置について

日頃より、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今来からの大雪に伴い、本組合の中に雪災対策本部を設置いたしましたのでご連絡いたします。

なにとぞ、本組合と一致協力を頂き、損害査定が迅速に行われるようご協力をお願いいたします。

(雪災事故に係る留意事項)

1. 雪災の事故は、普通火災共済・総合火災共済いずれも支払対象になりますが、損害額が減価償却後20万円以上の場合(契約内容については、無免責の契約も存在しますので契約内容の確認願います。)のみです。
2. 契約者から連絡を受けましたら、状況を確認し、本組合まで下記の事項をご連絡お願いいたします。

- ① 契約者名 ②証書番号 ③被害の状況(概略で結構です)
- ④ 他の保険会社の契約有無及び内容

連絡先 TEL 018 (864) 3320
FAX 018 (864) 3335

3. 組合は、下記担当者を地区別に貼り付かせ上記報告に基づいて迅速に処理をして参ります。

・鹿角市・鹿角郡・大館市・北秋田市・北秋田郡	釘谷主任	090-7660-8564
・能代市・山本郡・男鹿市・潟上市・南秋田郡	秋元局長	080-1825-1719
・秋田市	秋元局長	080-1825-1719
	小野寺課長	080-1650-3714
・由利本荘市・にかほ市	近藤主事	080-1825-1722
・大仙市・仙北市・仙北郡	小林課長	080-1825-1721
・横手市・湯沢市・雄勝郡	高橋係長	080-1650-3715